

評議員及び役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

第1章 報酬

(目的)

第1条 社会福祉法人みずほ厚生センターの法人業務に伴う、評議員及び役員に対する報酬、費用弁償及び退任した場合に支給する退任手当、慰労金について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は各号で定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいう。
- ② 常勤とは、30時間以上勤務する者をいう。

(対象者)

第3条 支給対象者は、次に掲げる者とする。

- ① 常勤の役員。ただし、事業所の管理者は対象外とする。
- ② 評議員及び非常勤の役員。

(報酬)

第4条 評議員が評議員会に、役員が理事会等に出席したときは、日額 8,000 円とし、出席に要する交通費を 1 kmあたり 30円とし、全行程を通算して得た額を支給する。ただし、臼杵市、津久見市、在住者については支給しない。

(旅費)

第5条 旅費規程に準ずる。

第2章 退任手当

(適用範囲)

第6条 評議員及び役員に適用し、その者が退任した場合にその者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給する。

(在任期間)

第7条 退任手当の算定の基礎となる在任期間の計算は、評議員又は役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。

(退任手当)

第8条 評議員及び非常勤役員の退任手当の額は、月額 2,500 円に前条で得た月数を乗じて得た額を支給する。なお、業務上の疾病及び死亡による退任の場合は得た額の 1.5 倍を支給する。

2 退任手当は、退任の日から1週間以内に口座振込によって支払う。

(遺族の範囲および順位)

第9条 第6条に規定する遺族の範囲及びその支給を受けるべき順位は、労働基準法施行規則の第 42

条から第 45 条までに定めるところによる。労働基準法施行規則の規定に準じる。

第 3 章 常勤役員の報酬及び慰労金

(対象者)

第 10 条 この章の適用対象者は、常勤役員とする。

(年俸の種類及び格付)

第 11 条 年俸制度に関する規定に準ずる。

(慰労金の支給要件)

第 12 条 慰労金は満 1 年以上勤務した常勤役員が以下の各号の一に該当する事由により退任した場合に支給する。

- ① 任期満了による退任。
- ② 事業の縮小など業務上の都合による退任。
- ③ 業務上の事由による死亡・傷病による退任。
- ④ 自己都合による退任。
- ⑤ 業務外の事由による死亡・傷病による退任。

(慰労金の計算)

第 13 条 慰労金は退任時点における本人の持ち点に 1 ポイント当たり 10,000 円の単価を乗じて算出する。但し、社会情勢の変動に応じ、この単価を改定することがある。

(算出金額の端数処理)

第 14 条 この規程による慰労金の算出金額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを 1,000 円に切り上げる。

(控除)

第 15 条 慰労金の支給に際しては法令に定めるほか、支給を受ける者が施設に対して負う債務を控除する。

(支給の時期及び支給方法)

第 16 条 第 8 条第 2 項に準ずる。

(遺族の範囲および順位)

第 17 条 第 9 条に準ずる。

(慰労金の不支給)

第 18 条 以下の各号の一に該当する者には、原則として慰労金を支給しない。

- ① 解任された者。
 - ② 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき解任に相当する事由が発見された者。
- 2 慰労金の支給後に前項第 2 号に該当する事実が発見された場合は、法人は支給した慰労金の返還を役員であった者または前条の遺族に求めることができる。

(持ち点の付与)

第 19 条 法人は毎年 7 月 1 日に直前の計算期間の勤続ポイントを役員に付与し、その時点の持ち点に加算する。

- ① 勤続ポイントとして 1 年に 12 ポイント、常勤理事長には等級ポイントとして 70 ポイント、常務理事には等級ポイントとして 35 ポイントを付与する。
- ② 本人はいつでも現在の持ち点を施設に照会することができる。

(付与点の計算期間)

第 20 条 付与点の計算期間は 7 月から翌年 6 月までの期間とする。

- ① 一計算期間の中で勤続 1 年に満たない期間は、一計算期間を月数按分にて計算する。
- ② 前項の場合、1 ヶ月に満たない期間は切り捨てる。
- ③ 休職期間については法人が特別に認めたとき以外は勤続期間としない。また育児・介護休業期間も勤続期間としない。
- ④ 毎年の付与すべきポイントに端数が出た場合には、勤続ポイントおよび資格等級ポイント合計の小数点以下を切り上げる。

(改定)

第 21 条 この規程は法人の経営状況および社会情勢の変化等により必要と認めたときは、支給条件・支給水準を見直すことがある。

(附 則)

この規程は、平成 29 年 6 月 24 日より施行する。ただし、平成 29 年 6 月 23 日の時点で役員又は評議員である者で、同月 24 日以降も引き続き役員または評議員である者については、その者が役員または評議員となった日の属する月に遡及して適用する。